

特許侵害訴訟における当社勝訴判決確定に関するお知らせ

大王製紙株式会社（住所：東京都千代田区、以下「当社」）の「エリエール i:na（イーナ）トイレットティッシュ 3.2倍巻 ダブル」他（以下「当社商品」）に関し、日本製紙クレシア株式会社（住所：東京都千代田区、以下、「日本製紙クレシア社」）は当社が保有する3件の特許を侵害するとして、損害賠償などを求め、一連の特許侵害訴訟（（東京地裁 令和4年（ワ）第22517号）及び（知財高裁 令和6年（ネ）第10069号））を提起しておりましたが、2025年10月8日、知的財産高等裁判所にて、当社勝訴となる判決が言い渡されました。

この度、日本製紙クレシア社が最高裁判所への上告または上告受理の申立てを行わなかったことが確認できましたので、これを受けて、本件一連の特許侵害訴訟における当社勝訴判決が最終的に確定したことをお知らせいたします。

■訴訟経緯

- ・2022年9月6日
日本製紙クレシア社は、当社商品が同社の3件の特許を侵害するとして東京地方裁判所に提訴（東京地裁 令和4年（ワ）第22517号）
- ・2024年8月21日
東京地方裁判所が、当社商品は日本製紙クレシア社の3件の特許のいずれも侵害していないとの当社主張を認め、日本製紙クレシア社の請求を全て棄却する判決を言い渡す（当社勝訴）
- ・2024年9月3日
日本製紙クレシア社が上記判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴（知財高裁 令和6年（ネ）第10069号）
- ・2025年10月8日
知的財産高等裁判所が日本製紙クレシア社の控訴を棄却する判決を言い渡す（当社勝訴）

■訴訟概要

約2年間におよぶ東京地方裁判所（一審）および約1年1ヶ月におよぶ知的財産高等裁判所（控訴審）での審理の結果、一審・控訴審ともに当社の主張が全面的に認められました。さらに、日本製紙クレシア社が最高裁判所への上告または上告受理の申立てを行わないとし、2022年から続いた一連の特許侵害訴訟において、当社勝訴の判決が確定しました。

当社商品の開発にあたっては、研究開発陣が新たなダブルエンボス加工技術や長尺巻取り技術など独自技術を磨き上げ、数多くの特許出願を積み重ねてまいりました。こうした独自技術を商品設計から製造に至るまで一貫して適用することで、3倍以上の長さを持ちながらも、世の中にはない「ふっくら」とした「やわらか」な肌ざわりを実現した高品質な長尺タイプのトイレットペーパーを開発することに成功しました。

このような長尺タイプのトイレットペーパーは、お客さまにこれまでにない新たな肌ざわりと使用感を提供すると同時に、ロールの交換や購入にかかる手間を大幅に軽減する高い利便性も兼ね備えており、お客さまに大変ご好評をいただいております。また、長尺タイプのトイレットペーパーの提供は、輸送効率の向上によるCO₂排出量の削減など、サプライチェーン全体での環境負荷低減にもつながり、SDGsの達成に資する取り組みとして位置付けております。

大王グループは、経営理念『世界中の人々へ やさしい未来をつむぐ』のもと、暮らしに寄り添う確かな品質を磨くことで、持続的な成長と企業価値向上の実現を目指しています。今後も公正かつ健全な企業活動の一環として、他社の知的財産権を尊重しながら、独自技術の研究開発の推進と知的財産権の保護、さらには戦略的な活用を実践し、ステークホルダーの皆さまの信頼に継続してお応えしてまいります。

【本リリースに関する問い合わせ先】

大王製紙株式会社 広報・IR 課 TEL：090-9000-0235